令和8年度

起業・創業を応援します！

補 助
上限額 **200万円**

※39歳以下の方　230万円

浜田市商業支援事業補助金

事業期間：**交付決定日 ～ 令和9年3月10日**

① 対象者 ※以下のいずれも満たすこと

・浜田市起業等計画認定審査会において**計画の認定を受けている**

・**小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業**における開店計画を有する中小企業者又は個人

② 補助対象事業

小売店等開業支援事業

・・・浜田市内において開業をし、市内商業機能の維持・向上に資する事業

③ 補助金額・補助率

補助上限額　**200万円**
39歳以下の方（※）230万円
（※ 補助金申請時点）

補助率　補助対象経費の**2分の1**

④ 対象経費

- **改修費**
- **備品購入費**
- **広告宣伝費**
- **家賃**（月額10万円かつ出店した月から起算して1年間分が上限）

☐ 5年間は事業を継続することが前提です。
☐ 5年以内の廃業は、補助金の返還が必要となります。
☐ 補助金は事業完了後に支払いとなります。
☐ 事業完了後、5年間は事業効果の報告が必要です。

補助金の申請には
審査会にて認定を受ける
必要があります。
裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

浜田市 商工労働課 事業支援係　TEL:0855-25-9501

提出について　浜田商工会議所、石央商工会を経由のうえ、提出してください。

浜田商工会議所　TEL:0855-22-3025
石央商工会　本　所　TEL:0855-42-0070
国府支所　TEL:0855-28-0109　旭　支所　TEL:0855-45-0056
三隅支所　TEL:0855-32-0214　弥栄支所　TEL:0855-48-2130

□■□■□ 浜田市商業支援事業補助金 □■□■□

申請のながれ

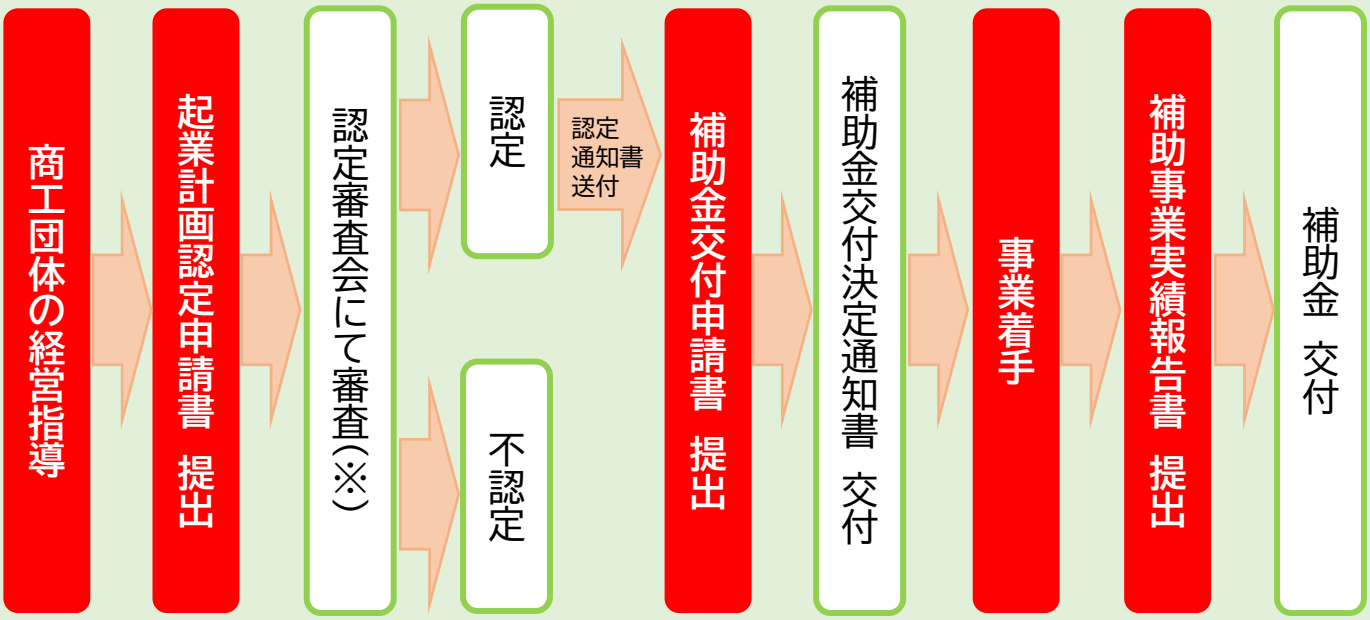

次のスケジュールで認定審査会を行います。詳細はホームページでご確認ください。
ただし、予算額に達した場合は、それ以降の認定審査会は行いません。

(※)認定審査会	認定申請書　提出締切	審査会(予定)
第1回	令和8年5月22日(金)	6月上旬
第2回	令和8年7月10日(金)	8月上旬
第3回	令和8年9月11日(金)	10月上旬
第4回	令和8年11月20日(金)	12月中旬
第5回	令和8年12月18日(金)	1月中旬

注意事項

- □ 補助金を申請するためには、認定審査会にて認定を受ける必要があります。
- □ 着手後の補助金申請はできませんので、事前にご相談ください。
- □ 認定後、補助金交付申請書を提出し、決定通知書交付後に事業着手してください。
- □ 交付決定前にかかった経費は、補助対象経費として認められません。

浜田市商業支援事業補助金の
詳細についてはこちら

商業支援事業補助金　浜田市　検索